

上毛町障害者計画等及び上毛町高齢者保健福祉計画策定業務委託 仕様書

1. 業務名

上毛町障害者計画等及び上毛町高齢者保健福祉計画策定業務委託

2. 業務の目的

本業務は、「第2次上毛町障害者計画・第7期上毛町障がい福祉計画及び第3期上毛町障がい児福祉計画」及び「第9期上毛町高齢者保健福祉計画」が令和8年度をもって計画期間が終了することを受け、令和9年度を計画始期とする「第3次上毛町障害者計画・第8期上毛町障がい福祉計画及び第4期上毛町障がい児福祉計画」（以下「上毛町障害者計画等」という。）及び「第10期上毛町高齢者保健福祉計画」を策定することを目的とする。

3. 策定する計画及び計画期間

計画名	計画期間
第3次上毛町障害者計画	令和9年度から令和14年度まで（6年間）
第8期上毛町障がい福祉計画 及び 第4期上毛町障がい児福祉計画	令和9年度から令和11年度まで（3年間）
第10期上毛町高齢者保健福祉計画	令和9年度から令和11年度まで（3年間）

※第3次上毛町障害者計画は、従来の10年間から6年間の計画に変更します。

4. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5. 業務の概要

本業務については、計画策定の目的・内容を理解し、障害者基本法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、老人福祉法、その他関係法令に基づき、国や福岡県の動向、上毛町の障害者及び高齢者をめぐるニーズの変化等を把握したうえで、本町の現状と課題の整理、その他必要となる資料の作成及び事業量の推計、目標量の設定を分析し、それぞれの計画に定めるものとする。また、計画策定にあたっては、下記の業務を履行し得る十分な体制を整えるとともに、効率性・実効性を有した遂行スケジュール及び執行方法を適正に示した上で実施するものとする。

(1) 基礎的資料の整理、現状及び課題分析

上毛町障害者計画等及び上毛町高齢者保健福祉計画の現行計画の課題等の整理・分析及び関係する本町の個別計画との調整を行う。

また、国・県の現状把握、他市町の先進地事例等の情報収集等を行う。

なお、本町の障がい福祉業務は、豊築地区自立支援協議会を通して、豊築地区4市町（上

毛町、豊前市、築上町、吉富町)で足並みを揃えて実施する場面も多いため、それらの市町による障がい福祉サービスや各種計画との整合性を図るための情報収集を行う。

(2) アンケート調査の実施及び報告書の作成

計画策定のための基礎資料となる、対象者アンケート調査における調査票の設計・修正及び印刷、発送用及び回収用封筒の作成、封入・封緘及びラベル張り作業、調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果報告書を作成する。

回収されたアンケートの回答は、入力・集計・分析を経てアンケート結果報告書としてとりまとめ、計画案へ反映することを想定しており、より効率的かつ効果的な手法を提案すること。

<障がい者(児)対象>

調査対象	障害者手帳保持者
配布数	1種 400部(回収率50%見込み)
調査方法	無作為抽出・郵送法(回答は郵送及びWebを併用)
集計方法	単純集計、障がい種別別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

<高齢者対象>

調査対象	上毛町在住の65歳以上の高齢者
配布数	1種 1,000部(回収率50%見込み)
調査方法	無作為抽出・郵送法(回答は郵送及びWebを併用)
集計方法	単純集計、障がい種別別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

(3) 庁内関係各課及び関係団体・事業所等へのヒアリング調査の実施

庁内関係各課及び関係団体・事業所等へのヒアリング調査を実施するにあたり、ヒアリングシート企画の企画・作成、対面を想定したヒアリングの実施、結果の取りまとめを行う。

- ・障害者福祉に関係する団体・事業所 6事業所程度を想定
- ・高齢者福祉に関係する団体・事業所 3事業所程度を想定

(4) 計画策定委員会等の運営支援

計画策定委員会に出席し、その運営を支援(会議資料作成支援、議事録作成支援等)し、計画案への反映を行うこと。また、計画策定の実働部隊として、必要に応じて開催されるその他会議や随時上毛町で行う打ち合わせにおいても同様の対応とする。

- ・障害者計画等策定委員会 開催回数「4回」を想定
- ・高齢者保健福祉計画策定委員会 開催回数「3回」を想定

(5) 主要課題の整理

(1)から(4)の実施結果を踏まえ、上毛町障害者計画等及び上毛町高齢者保健福祉計画の策定に向けた課題について、体系的に整理し、計画案への反映を行う。必要に応じて各所管課等に向けたシート調査を実施し、フォームの提案やとりまとめ等の支援を行うこと。

(6) 計画案の策定

(1)から(5)の実施結果に基づき計画案（素案含む）を策定し、事務局との打合せや計画策定委員会等での協議・調整を踏まえて補修正を行うこと。

・ 第3次上毛町障害者計画

障害者基本法の規定に基づき、計画の構成、施策体系等の検討を行い、課題を踏まえた計画の推進方向等を記載した計画を作成し、その内容の協議を行う。

・ 第8期上毛町障がい福祉計画及び第4期上毛町障がい児福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」に該当する計画として、計画の構成の検討を行い、課題を踏まえた計画の推進方向等を記載した計画を作成し、その内容の協議を行う。

・ 第10期上毛町高齢者保健福祉計画

老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」に該当する計画として、計画の構成の検討を行い、課題を踏まえた計画の推進方向等を記載した計画を作成し、その内容の協議を行う。

(7) パブリックコメントの実施支援

計画案がおおよそ確定した段階で行うパブリックコメントに際し、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画案への反映を行う。

(8) 計画書の印刷製本

確定した上毛町障害者計画等及び上毛町高齢者保健福祉計画の印刷製本を行う。

次項「6. 成果品」の仕様に基づき印刷を行うとともに、ホームページ公開用のPDFデータ等を作成する。

計画書等のデザインは、利用者が読みやすく、わかりやすい工夫をすること。

6. 成果品

(1) 第3次上毛町障害者計画

①印刷製本部数 100部

②印刷仕様：A4判、表紙1色、本文1色刷り、110頁程度

(2) 第8期上毛町障がい福祉計画及び第4期上毛町障がい児福祉計画

①印刷製本部数 100部

②印刷仕様：A4判、表紙1色、本文1色刷り、50頁程度

(3) 第10期上毛町高齢者保健福祉計画

①印刷製本部数 100部

②印刷仕様：A4判、表紙1色、本文1色刷り、50頁程度

(4) 本業務関連の電子データ一式（CD または DVD-ROM）

※PDF、Excel、Word、PowerPoint、画像データ、Webデータ等、詳細は打合せによる。

※アンケート結果報告書、ヒアリング取りまとめ資料等含む。

7. その他

(1) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、個人情報保護に関する条例を順守するとともに、「プライバシーマーク」認証を要する。

(2) 業務完了後、受注者の責に帰すべき事由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに発注者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。

(3) 本業務で作成された印刷物の著作権及び著作権は、発注者に帰属するものとし、本業務の履行に関連する電子データ等については、発注者に譲渡するものとする。

(4) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

(5) 見積書の提出にあたっては、当該仕様書「3. 策定する計画及び計画期間」に記載のすべての計画書策定に係る合計額を記載するものとするが、その内訳として「上毛町障害者福祉計画等」と「上毛町高齢者保健福祉計画」のそれぞれの策定金額が明確に分かるように表示すること。